

福岡県医療機関等物価高騰対策支援金給付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、福岡県医療機関等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）事業の実施について、必要な事項を定める。

2 支援金については、予算の範囲内において支給するものとする。

（支援金の種類）

第2条 この要綱により給付する支援金は次のとおりとする。

- 一 令和7年6月補正予算分に係る支援金
- 二 令和7年12月補正予算分に係る支援金

（給付の目的）

第3条 前条第一号の支援金（以下「6月補正分支援金」という。）は、酷暑に対応する国の措置を踏まえ、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、特別高圧で受電する医療機関等に対し、光熱費の負担軽減を図るため、電気代の一部の助成を行い、継続的に必要な地域医療を提供することを目的とする。

2 前条第二号の支援金（以下「12月補正分支援金」という。）は、物価高騰による光熱費、食材費等の負担が増える中で、保険診療等を行っている医療機関等は物価高騰の影響を価格転嫁できないことから、国が措置した「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、医療機関等に対し支援を行い、継続的に必要な地域医療を提供することを目的とする。

（事務の取扱い）

第4条 12月補正分支援金の事業は、福岡県から業務を委託された「福岡県医療機関等物価高騰対策支援事業事務局」（以下「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

（給付対象者）

第5条 6月補正分支援金の給付対象者は、申請日において福岡県内の国、県、市町村又は一部事務組合等直営の施設を除く次の各号の施設を開設又は管理する者とする。ただし、令和7年10月1日以降に新規開設した施設（移転による開設等事業を継承している場合を除く。）は対象としない。

- 一 医療法の規定に基づき開設している病院または診療所（往診のみを行う診療所を含み、社会福祉施設の医務室を除く。）のうち、保険医療機関の指定を受けた施設（同一施設で、医科と歯科の指定を受けている場合はいずれか一方）で、電気を特別高圧で受電している施設
- 二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき開設している薬局のうち、健康保険法の規定に基づき保

険薬局の指定を受けた施設で、電気を特別高圧で受電している施設

三 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（以下「あはき法」という。）又は柔道整復師法（以下「柔整法」という。）の規定に基づき開設している施術所（出張専業を含む。）のうち、受領委任取扱い施術所の指定を受けた施設又は医療保険（療養費）の対象となる施術を行っている施設（同一施設で、あはき法と柔整法の開設をしている場合はいずれか一方）で、電気を特別高圧で受電している施設

四 学校教育法及び臨床検査技師等に関する法律に基づき指定を受けた私立専修学校の養成所で、一号に規定された施設に附属し、同施設と一緒に電気を特別高圧で受電している施設

2 12月補正分支援金の給付対象者は、申請日において福岡県内の国、県、市町村又は一部事務組合等直営の施設を除く次の各号の施設を開設又は管理する者とする。ただし、令和8年4月1日以降に新規開設した施設（移転による開設等事業を継承している場合を除く。）は対象としない。

一 医療法の規定に基づき開設している病院または診療所（往診のみを行う診療所を含み、社会福祉施設の医務室を除く。）のうち、保険医療機関の指定を受けた施設（同一施設で、医科と歯科の指定を受けている場合はいずれか一方。）

二 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定に基づき開設している薬局のうち、健康保険法の規定に基づき保険薬局の指定を受けた施設

三 医療法の規定に基づき開設している助産所（出張専業を含む。）のうち、出産育児一時金等の受取代理制度等を導入している施設

四 あはき法又は柔整法の規定に基づき開設している施術所（出張専業を含む。）のうち、受領委任取扱い施術所の指定を受けた施設又は医療保険（療養費）の対象となる施術を行っている施設（同一施設で、あはき法と柔整法の開設をしている場合はいずれか一方）

五 歯科技工士法の規定に基づき開設している歯科技工所のうち、医療保険の対象となる歯科技工物を作成している施設

（同意事項）

第6条 第2条各号の支援金ごとに、それぞれ次の各号のいずれにも同意し、申請書に添えて同意した旨を記載した書類を提出したものでなければ支援金は支給しない。

- 一 給付対象者の要件を満たしていること
- 二 給付のために提出した書類に虚偽がないこと
- 三 同じ支援金を重複して申請しないこと
- 四 福岡県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。また、暴力団員が役員ではなく、暴力団と密接な関係を有しておらず、かつ将来にわたっても該当しないこと

五　虚偽が判明した場合は、支援金の返還に応じるとともに、支援金と同額の違約金の支払いに応じること

六　個人情報の取扱いに関して、支援金の給付手続きに必要な範囲で福岡県と共有することに同意すること

（給付額の算定方法）

第7条　6月補正分支援金の額は、別表1の第1欄に定める事業者の区分に応じて第2欄に定める額を給付する。

- 2　12月補正分支援金の額は、別表2の第1欄に定める事業者の区分及び電圧の種類に応じて第2欄に定める額を給付する。ただし、有床診療所にあっては、算出した額と電圧の種類が同じ区分の無床診療所の額を比較して多い方の額を給付する。
- 3　別表2第1欄の電圧の種類は、第5条第2項に規定する施設（以下「給付対象施設」という。）が使用している種類とする。ただし、電圧の種類について、給付対象施設と同一の敷地又は建物において当該対象施設と別の事業者が一括受電し、給付対象施設が供給を受けている場合は、当該一括受電事業者の電圧の種類とすることができます。また、往診のみを行う無床診療所及び出張専業の施設は、低圧受電施設とする。

（申請期間）

第8条　6月補正分支援金の申請期間は、令和7年10月20日から令和8年1月30日までとする。

- 2　12月補正分支援金の申請期間は、令和8年1月16日から令和8年5月29日までとする。

（申請手続）

第9条　6月補正分支援金の給付を受けようとする者は、給付の対象となる施設ごとに別表3に定める書類を添えて申請書（様式1）により書面で申請しなければならない。

- 2　12月補正分支援金の給付を受けようとする者は、給付の対象となる施設ごとに別表4に定める書類を添えて申請書（様式2）により書面で申請しなければならない。

（給付決定の通知）

第10条　前条第1項の規定による支援金の申請があったときは、福岡県はその内容について審査し、適当と認め給付決定を行った後、申請者に対し給付決定の通知を行うものとする。

- 2　前条第2項の規定による支援金の申請があったときは、事務局はその内容について審査し、福岡県が適当と認め給付決定を行った後、申請者に対し給付決定の通知を行うものとする。

（給付決定の取消）

第11条 福岡県は、支援金の申請者が、提出書類等に虚偽その他不正の行為があったと認めたときは、当該支援金の給付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（支援金の返還）

第12条 福岡県は、前条の規定に基づき支援金の給付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に当該支援金の給付を行っているときは、当該支援金を返還させることができる。

2 福岡県は、前項に基づき支援金を返還させるときは、次の各号を当該支援金の申請者に通知する。

- 一 返還すべき支援金の額
- 二 返還期限

（振込不能等の取扱い）

第13条 福岡県が、第10条の規定による給付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、福岡県又は事務局が確認等を求めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、給付対象者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、支援金の運用に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月26日から施行し、改正後の福岡県医療機関等物価高騰対策支援金給付要綱の規定は、令和5年度の支援金について適用する。

附 則

この要綱は、令和5年12月20日から施行し、改正後の福岡県医療機関等物価高騰対策支援金給付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る支援金について適用し、同日前の申請に係る支援金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和6年12月19日から施行し、改正後の福岡県医療機関等物価高騰対策支援金給付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る支援金について適用し、同日前の申請に係る支援金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年10月8日から施行し、改正後の福岡県医療機関等物価高騰対策支援金給付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る支援金について適用し、同日前の申請に係る支援金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和7年12月19日から施行し、改正後の福岡県医療機関等物価高騰対策支援金給付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る支援金について適用し、同日前の申請に係る支援金については、なお従前の例による。

別表1（第7条第1項関係）

1 区分	2 納付額
病院	第3条各号に示す対象施設の
医科・歯科診療所	令和7年7月分～9月分の電力使用量
薬局	に応じた次の額の合計
施術所	1 kwh×補助単価（※）
養成所	

※ 補助単価は、以下のとおりとする。

- 令和7年7月分及び9月分 1. 0円／kwh
- 令和7年8月分 1. 2円／kwh

別表2（第7条第2項関係）

1 区分		2 納付額
施設	電圧の種類	
病院 有床診療所	特別高圧	許可病床数（※）×46,100円
	高圧	許可病床数（※）×26,500円
	低圧	許可病床数（※）×19,700円
無床診療所	特別高圧	60,400円
	高圧	54,600円
	低圧	35,400円
薬局 助産所 施術所 歯科技工所	特別高圧	26,100円
	高圧	28,100円
	低圧	10,500円

※ 令和7年7月1日から令和7年9月30日まで又は令和8年1月1日から令和8年3月31日までのいずれかの時点の許可病床数

別表3（第9条第1項関係）

全ての申請者	振込先の通帳の写し（預金名義等が確認できるページ） 7月分から9月分の電力使用量がわかる資料（電力会社が発行した使用量の明細の写しなど）
受領委任払いの登録記号番号を有していない施術所	医療保険（療養費）の対象となる施術を行っていることが確認できる書類の写し

別表4（第9条第2項関係）

全ての申請者	振込先の通帳の写し（預金名義等が確認できるページ）
助産所	出産育児一時金等請求のための助産所コード通知の写し
受領委任払いの登録記号番号を有していない施術所 ※令和6年度以降、本支援による給付を受けた医療機関等については添付不要	医療保険（療養費）等の対象となる施術を行っていることが確認できる書類の写し
特別高圧又は高圧で電気を受電する施設 ※令和6年度以降、本支援による給付を受けた医療機関等については添付不要	特別高圧又は高圧で受電している施設であることがわかる書類の写し（ビルなどの商業施設は、一括受電事業者への請求書など。）